

令和7年度 香取市地域防災計画 改訂の要旨

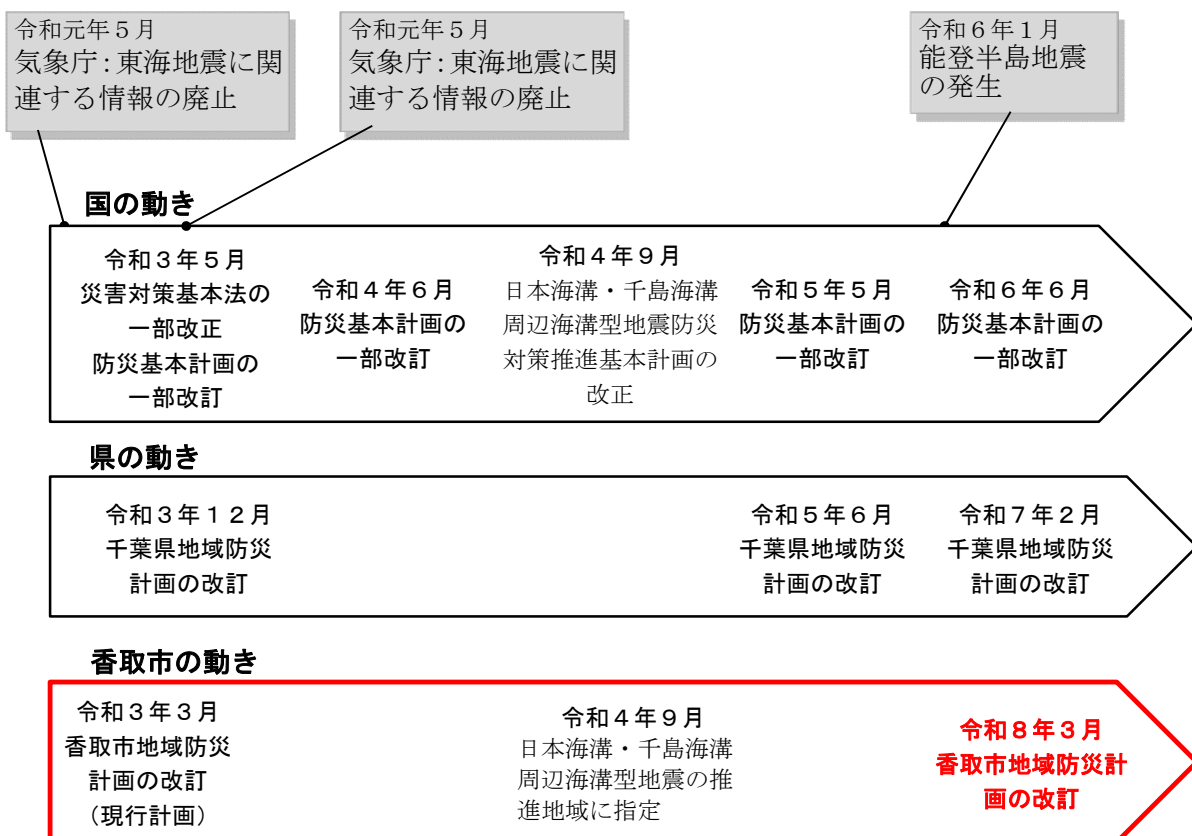
第1 改訂の背景・目的

令和2年度の改訂から5年が経過し、その間、令和元年度の東海地震に関連する情報の廃止に伴う南海トラフ地震に関連する情報の運用開始や令和4年度に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」の防災対策推進地域に香取市が指定されたこと、また、令和6年に発生した「能登半島地震」で明らかになった災害関連死を防ぐ避難所運営等の課題に対する対応が新たに求められる状況となっています。

今回の改訂では、「南海トラフ地震」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対する対応措置及び防災推進計画の策定に加え、「能登半島地震」の災害教訓を踏まえ改訂を行うものであり、令和3年度に避難情報の見直しや個別避難計画の作成の努力義務化などの改正が行われた災害対策基本法をはじめとする各種法令や国が定める防災基本計画及び千葉県地域防災計画など上位計画と整合性を図りつつ、より実効性の高い計画とすべく、現行計画を再点検し、必要な改訂を行いました。

第2 改訂の経緯

国では、大規模災害の教訓を踏まえ、随時、災害対策基本法や防災基本計画の改訂を行っており、千葉県も国の動向を踏まえ、千葉県地域防災計画の見直しを行っています。香取市では、直近の改訂は、令和3年3月に実施しています。



第3 計画の構成

香取市地域域防災計画は、次のような構成で策定しています。

編構成		内 容
第1編	総 則	計画の目的及び構成、計画の基本的な考え方、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱、香取市の概況を記載しています。
第2編	震災編	地震災害に対する総則、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧計画に加え、今回、新たに南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画について記載しています。
附 編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画	東海地震に対する防災機関の業務、事前措置、警戒宣言発令に伴う対応措置、市民等のとるべき措置等について記載しています。
第3編	風水害等編	水害、風害、土砂災害等に対する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画について記載しています。
第4編	大規模事故編	大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路事故災害、大規模停電災害、放射性物質災害、火山噴火災害に対する基本方針、予防計画、応急対策計画について記載しています。
資料編	資料編	条例や基準、第1編～第4編に関連する各種データ、様式等を記載しています。

第4 改訂の視点

計画の改訂にあたり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画等の上位計画との整合、「令和6年能登半島地震」からの災害教訓等を踏まえ、次のような視点で改訂を行いました。

- 令和元年度 東海地震に関連する情報の廃止に伴う、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置の策定及び地震時の災害配備基準の変更
- 令和3年度の災害対策基本法改正に伴う、避難情報等の更新及び個別避難計画の策定の明文化
- 令和4年度の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域への指定に伴う、防災対策推進計画の策定
- 令和6年能登半島地震による災害関連死を防止する避難所運営等の災害教訓の反映
- その他、国、県等の上位計画及び各種法令・制度改正、組織改編等との整合市及び防災関係機関、防災会議委員等からの意見・要望等の反映

第5 具体的な改訂内容

前記の改訂の視点を踏まえ、以下の改訂を行いました。


① 東海地震に関連する情報の廃止に伴う南海トラフ地震臨時情報の運用

※計画該当箇所の表記は以下のとおり（）内は章立ての表記

【総】：総則編

【震】：震災編、【風】：風水害等編（総：総則、予：予防計画、応：応急対策計画、復旧：復旧計画、東：東海地震に係る周辺地域としての対応計画）

【大】：大規模事故等編（総：総則、対策：大規模事故等対策計画）

改訂内容	計画書該当箇所
◆地震時の災害配備基準の見直し	
<p>○これまで市内で震度5強が想定されていた東海地震に関連する情報が廃止され、震度4が想定される南海トラフ地震臨時情報が運用されることとなったことから南海トラフ地震の想定震度に応じた配備基準に見直しを実施。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報→第2配備体制 ・東海地震予知情報→第3配備体制 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報注意情報→情報収集体制 ・南海トラフ地震臨時情報警戒情報→第1配備体制 </div>	<p>【震】 応 第1節 2（4） 地震時の配備基準</p>
◆南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置の策定	
<p>○本市は、対策推進地域に指定はされていないが、令和7年8月に改訂された「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応のガイドライン」では、予め情報が発表された時の行動を決めておくことが重要とされていることから、震災編新章として「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置」を策定。 情報発表時の活動体制のほか、広報内容を規定。</p>	<p>【震】 第5章 新規策定 「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置」</p>

② 災害対策基本法改正による避難情報の更新と個別避難計画作成の努力義務化

改訂内容	計画書該当箇所
◆避難情報の更新	
<p>○これまで警戒レベル4において、避難指示（緊急）と避難勧告の2種に分かれていたが、本来、避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れが発生したことから避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行う。</p> <p>併せて、警戒レベル3についても、従来の避難準備・高齢者等避難開始から高齢者等避難に変更。警戒レベル5については、災害発生情報から緊急安全確保に変更され、取るべき行動がより分かりやすい表現となった。</p> <p>避難指示が出された際の避難行動として、自宅等で身の安全が確保できる場合や指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことについて周知する旨を記載</p>	<p>【震】 応 第3節 避難計画</p> <p>【風】 応 第3節 避難計画</p> <p>【風】 予 第2節 水害予防対策「河川洪水予報と警戒レベルとの関係」図の更新</p>
◆個別避難計画作成が努力義務化	
<p>○避難行動要支援者の要件の見直し</p> <p>○避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、個別避難計画作成について、計画に明記</p>	<p>【震】 予 第7節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>【風】 予 第8節 要配慮者等の安全確保対策</p>

③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域への指定

改訂内容	計画書該当箇所
◆日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定	
<p>○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会の最終報告において、本市における周辺海溝型地震における津波の到達想定は無く、利根川沿いの一部範囲（約0.4km²）において、30cm以下の浸水想定がされており、震度想定については震度3以下となっている。</p> <p>令和4年9月に防災対策推進地域に指定されたことから震災編新章として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を策定</p> <p>情報発表時の活動体制のほか、地震への備えに対する措置を規定</p> <p>・北海道・三陸沖後発地震注意情報→情報収集体制</p>	<p>【震】 第6章 新規策定</p> <p>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」</p>

④ 能登半島地震の避難所運営等の災害教訓の反映

改訂内容	計画書該当箇所
◆避難所運営における災害教訓の反映	
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設当初からのパーティション・簡易ベッドの配置に努める旨を明記 ○避難所における女性及び子どもの安全確保に努める旨を明記 	<p>【震】 応 第3節 6 (1)</p> <p>【風】 応 第3節 6 (1)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○マンホールトイレ等によるトイレ環境への配慮を追加 	<p>【震】 応 第12節 5 (2)</p> <p>【風】 応 第12節 5 (2)</p> <p>【資】 資料14 指定緊急避難場所及び指定避難所</p>
◆避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅避難者等の支援拠点への支援について明記 ○車中泊避難者等の把握と支援、被災者支援に係る情報提供について明記 	<p>【震】 応 第3節 6 (2)</p> <p>【風】 応 第3節 6 (2)</p>
◆防災DXの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成にあたって、デジタル技術を積極的に活用する旨を追加 <p style="color: red;">令和6年度に個別避難計画作成支援システムを導入</p>	<p>【震】 予 第7節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>【風】 予 第8節 要配慮者等の安全確保対策</p>

⑤ その他 国、県の計画、各種法令、制度改正、組織改編等との整合

改訂内容	計画書該当箇所
◆国、県の計画との整合	
<p>○指定公共機関の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク（株） ・楽天モバイル（株） 	<p>【総】第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>【震】予 第8節 情報連絡体制の整備</p> <p>【風】予 第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>【震】応 第2節 4（3） 中間被害情報の調査事項と担当</p> <p>【風】応 第2節 5（3） 中間被害情報の調査事項と担当</p> <p>【震】応 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>【風】応 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>【震】東 第4節 5（4） （5）</p> <p>【大】対策 第4節 3 （3）</p>
<p>○共助の中核となる人材育成の促進について記載</p>	<p>【震】予 第1節 4（1）</p> <p>【風】予 第1節 4（1）</p>
<p>○要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況を確認し、必要な助言等行うことを記載</p>	<p>【風】予 第3節 2（2）</p>
<p>○盛土の崩落を防ぐ安全対策について記載</p>	<p>【風】予 第3節 4（3）</p>
<p>○農作物等の雪害防止対策の更新</p>	<p>【風】予 第5節 2（1）</p>
<p>○通信連絡システムの修正</p>	<p>【震】予 第8節 情報連絡体制の整備</p> <p>【風】予 第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>【震】応 第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>【風】応 第2節 情報収集・伝達体制</p>
<p>○備蓄品のローリングストック方式の普及・啓発について記載</p>	<p>【震】予 第9節 1（1）</p> <p>【風】予 第10節 1（1）</p>

<p>○平常時から指定避難所の場所、収容人数等の周知徹底を図るほか、多様な周知手段の整備に努める旨を記載</p> <p>○医療的ケアを必要とする者に対し、医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めることを記載</p> <p>○福祉避難所への要配慮者の円滑な避難に向けた措置を記載</p>	<p>【震】予 第11節 1 (2)</p> <p>【風】予 第12節 1 (2)</p>
<p>○県内で長周期地震動が観測されたときの配備基準を規定</p> <p>・県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき →情報収集体制</p>	<p>【震】応 第1節 2 (4)</p>
<p>○避難所における食物アレルギーへの配慮について記載</p>	<p>【震】応 第3節 6 (2)</p> <p>【風】応 第3節 6 (2)</p>
<p>○避難者の健康管理や避難所の衛生管理に十分なスペースの確保に努めることを記載</p>	<p>【震】応 第3節 6 (2)</p> <p>【風】応 第3節 6 (2)</p>
<p>○広域避難の調整手続き等について記載</p>	<p>【震】応 第8節 6 (1)</p> <p>【風】応 第8節 6 (1)</p>
<p>○平常時から要配慮者の把握、避難所における予防活動や保健活動の検討を行うこと。発災後、保健活動計画を立て、必要な支援を報告することについて記載。</p>	<p>【震】応 第12節 1 (2)</p> <p>【風】応 第12節 1 (2)</p>
<p>○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを記載</p>	<p>【震】復旧 第1節 1 (1)</p> <p>【風】復旧 第1節 1 (1)</p>
<p>◆消防庁防災業務計画との整合</p>	
<p>○消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりについて記載</p>	<p>【震】予 第3節 1 (2)</p> <p>【風】予 第7節 1 (2)</p>
<p>◆千葉県警察災害警備実施計画との整合</p>	
<p>○震災発生時における運転者のとるべき措置について記載</p>	<p>【震】応 第6節 7 (1) ~ (3)</p>
<p>◆各種法令、制度改正との整合</p>	
<p>○新たな洪水浸水想定区域の追加</p> <p>千葉県が市内2河川の新たな浸水想定区域を公表 ①与田浦川 ②大須賀川・派川大須賀川・上八間川・下八間川</p>	<p>【風】予 第2節 3 (1)</p>

○土砂災害危険箇所の呼称の廃止	【震】予 第6節 土砂災害 予防対策 【風】予 第3節 土砂災害 予防対策
○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の更新	【風】予 第3節 2（1）
○災害時における緊急通行車両等の申請手続きの変更に伴い、緊急通行車両確認証明書の交付を予め受けておくことを記載	【震】予 第10節 3（1） 【風】予 第11節 3（1） 【震】応 第6節 5（1） 【風】応 第6節 5（1）
○被災市区町村応援職員確保システムから応急対策職員派遣制度への制度名の変更	【震】予 第13節 1（1） 【風】予 第14節 1（1） 【震】応 第8節 3 【風】応 第8節 3
○気象官署の地震に関する警報及び情報、気象情報の5段階の警戒レベルの更新	【震】応 第2節 3（1） 【風】応 第2節 3（1）
○政府所有米穀の受渡し系統図の更新	【震】応 第7節 2（1） 【風】応 第7節 2（1）
○応急仮設住宅の供給における供与の方法について、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅の提供について記載	【震】応 第13節 3（1） 【風】応 第13節 3（1）
○住宅の緊急の修理制度の修理対象、修理費用、修理方法、修理期間について記載。	【震】応 第13節 3（2） 【風】応 第13節 3（2）
○被災者生活再建支援金の支援対象として中規模半壊世帯を追記	【震】復旧 第1節 2 （2） 【風】復旧 第1節 2 （2）
◆市の組織改編との整合	
組織改編に伴い、災害対策本部の事務分掌等を修正 ○総務企画部を分割し、総務部と総合政策部が新設 ○支所課が生活経済部から総務部に改正 ○支所班が支所管理班に改正 ○香取おみがわ医療センターの地方独立行政法人への移行 ○教育部長から教育次長に改正	【震】応 第1節 災害応急 活動体制 【風】応 第1節 活動体制 の確立 その他、計画全体の修正

⑥ その他 市及び防災会議委員等の意見による改訂

改訂内容	計画書該当箇所
◆水道課 対応方針による改訂	
○給水の断水防止に係る対策等を行うことを記載	【震】予 第9節 2 (1) 【風】予 第10節 2 (1)
○応急給水量等の目標設定例について、「水道の耐震化計画策定指針」の基準に変更	【震】応 第7節 1 (2) 【風】応 第7節 1 (2)
○給水管の復旧について、第一止水栓まで行うことを記載	【震】応 第14節 1 (2) 【風】応 第14節 1 (2)
○飲料水の汲み置きについて、3日経過したものについて、別の用途に使用できることを記載	【震】東 第4節 1 (4)
◆下水道課 対応方針による改訂	
○管路の更新や新設にあたっては「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づくことを記載	【震】予 第4節 2 (2)
○水道事業体等の相互応援として、公共下水道は県に、農業集落排水については、(一社)地域環境資源センターに支援を要請することを記載	【震】応 第8節 2 (3) 【風】応 第8節 2 (3)
○下水道施設の復旧にあたっては日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づくことを記載	【震】復 第2節 4 (2)
○市街地の浸水状況について、国土交通省の「浸水センサ表示システム」を活用することを記載	【風】予 第2節 6 (2)
◆都市整備課 対応方針による改訂	
○建築物の所有者に対する耐震改修等の実施に向けた指導の根拠として「香取市耐震改修促進計画(令和4年3月改定)」を追記	【震】予 第3節 5 (5)
○重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区について、住民の使える初期消火用消火栓等の防災設備の整備に努めることを記載	【震】予 第4節 3 (1) 【風】予 第6節 2 (2)
◆市民協働課 対応方針による改訂	
○外国人への情報提供のため、通訳者や多言語翻訳機・多言語翻訳アプリ等の外国人に対する対応の整備充実に努める旨を記載。	【震】予 第7節 4 (2) 【風】予 第8節 4 (2)

○市災害ボランティアセンターの運営内容の修正と「みんなの賑わい交流拠点コンパス」に設置することを記載	【震】 応 第 15 節 ボランティアの協力 【震】 応 第 15 節 1 (1) 【風】 応 第 15 節 ボランティアの協力 【風】 応 第 15 節 1 (1)
◆消防本部 対応方針による改訂	
○住宅用火災警報器に加え、感震ブレーカーの設置普及を図る旨を追記	【震】 予 第 3 節 5 (5)
○予防立ち入り検査について、年間を通しての実施に文言を変更、立入検査の主眼点の追加	【大】 対策 第 1 節 2 (4)
○文化財の防火対策として、収容人員が 50 人以上となった場合、防火管理者を定め、消防計画や消防活動体制を整備することを記載	【大】 対策 第 1 節 2 (6)
◆防災会議委員意見等による改訂	
○令和元年台風における帰宅困難者対策事例を記載	【震】 予 第 12 節 帰宅困難者等対策 【風】 予 第 13 節 帰宅困難者等対策
○医療救護活動の医療班に香取郡市薬剤師会を追記	【震】 応 第 5 節 5 (2) 【風】 応 第 5 節 5 (2)
○香取地域の医療救護活動の体系図の更新	【震】 応 第 5 節 5 (7) 【風】 応 第 5 節 5 (7)
○巡回健康相談において、災害のストレスによる不調に対するこころの健康相談等の実施について記載	【震】 応 第 12 節 1 (1) 【風】 応 第 12 節 1 (1)
○電力施設の応急復旧について、東京電力非常災害対策基本マニュアルとの整合	【震】 応 第 14 節 3 【風】 応 第 14 節 3

⑦ その他 市防災行政無線の更新

◆市防災行政無線の更新	計画該当箇所
令和 6 年度に従来の 60MHz 帯から 280MHz 帯の電波を使用するシステムに更新。更新に併せ、従来の戸別受信機に代わる防災ラジオを導入	【震】 予 第 8 節 2 (1) 【風】 予 第 9 節 2 (1) 【資】 資料 8-2 災害時に利用可能な無線局

⑧ 緊急避難場所及び指定避難所の変更

資料編 【資料 14】 指定緊急避難場所及び指定避難所

◆共通事項

◆洪水対象河川の追加	追加理由
○洪水の対象河川に大須賀川、与田浦川を追加	新たに千葉県から小規模河川の洪水浸水想定区域として大須賀川、与田浦川が追加されたため。

◆緊急避難場所に関する変更

◆地震、土砂災害の対象避難場所から除外	除外理由
○玉造中央公園 ○佐原小学校体育館敷地 ○観福寺 ○旧佐原第二中学校 ○香取小学校 ○城山公園 ○小見川高等学校 ○小見川中学校 ○テラス・サンサン ○旧沢小学校 (※)	敷地または主要避難経路が土砂災害警戒区域に指定されたため。 (※)については、指定がごく一部であるため注積により、避難に注意を要する場所とする。

◆指定避難所に関する変更

◆指定避難所の廃止	廃止理由
○旧佐原第二中学校	避難所となる体育館施設が老朽化により、避難者の滞在が困難であるため。
◆地震、土砂災害の対象避難所から除外	除外理由
○佐原小学校体育館 ○香取小学校体育館 (※) ○瑞穂小学校体育館 (※) ○小見川高等学校体育館 (※) ○小見川中学校体育館	避難生活の場である体育館が土砂災害警戒区域に指定されたため。 (※)については、避難所に想定する体育館ではなく、敷地、建物、主要避難経路が土砂災害警戒区域に指定されたため、注積により注意を要する避難所とする。